

# 専門委員会委員からの意見（概要）

## 【相談支援体制に関するもの①】

資料3

### ○相談体制の強化

- 縦割りでなく、ワンストップサービスが受けられるような体制づくりが必要。
- 就業支援専門員は、生活困窮者自立支援の就業支援・就労準備支援担当者と実質的連携ができるよう、その専門性確立のための研修・訓練をしっかりとる必要がある。
- ひとり親家庭の相談ニーズは複合することが多いため、相談支援体制の中にリーガル・サービスを組み込むことはひとり親家庭の支援に必要不可欠。
- 多様なニーズに対応するためには、即時的にサービス提供の決定を行うことが必要であり、できれば相談機関がその場でサービスの提供を行えることが望ましい。
- 「総合性」「専門性」「即時性」の3つを満たす相談支援体制が不可欠。この3要件を満たす相談支援機関が地域の中核的なセンター（子ども家庭支援センター）として存在し、それに行政機関（ハローワーク等を含む）や家庭裁判所、民間相談機関が有機的に結びつき、個々のケースに応じた多様な相談支援体制が整備されることが望ましい。
- 訪問して働きかける人が必要。小学校校区くらいの単位に1人を配置。また、いつでも訪ねていける「よろず相談所」のような場所の設置が必要。
- 状況が違えば支援の優先順位は変わる。また、問題が一つではなく複雑に絡み合っている場合は、包括的な支援を行わなければならない。支援のニーズを掴むための体制づくりがまずは必要。相談の段階で地域間格差を生み出さないような制度設計が望まれる。
- 児童扶養手当の現況届（8月）の時期などを活用し、集中的な相談支援の実施とその後のアフターフォローを検討することが必要。

# 専門委員会委員からの意見（概要）

## 【相談支援体制に関するもの②】

### ○支援につながる仕組み

- 住民に身近な自治体である市では、支援が確実につながる仕組みが求められている。県、市町村、民間団体等の機関の一覧の周知を誰もがわかりやすく入手しやすい方法で行うとともに、市、県、関係機関が、専門の相談を担える人材がどこに配置されているのかを理解し、つなげることが必要。
- 行政がひとり親世帯や多子世帯を認知したときに積極的に相談機関に結び付けるとともに、定期的なフォローアップで支援につなげるなどの工夫も必要。複数の関係機関の連携が必要な場合もある。包括的支援のための情報共有等は必須。
- 児童扶養手当が受給できることでほかの施策が利用できる。児童扶養手当の申請に来たひとり親を手当の受給要件に合わない、受給申請書類がそろわないということで追い返すようなことをせず、次の施策につなげることを積極的に行うようにすることが必要。
- 戸籍課、住民課などにも福祉の手がかりになるパンフレットを配置し、ひとり親であれば案内することが必要。

# 専門委員会委員からの意見（概要）

## 【相談支援体制に関するもの③】

### ○分かりやすい情報提供

- 支援メニューは豊富だが地域の実情も踏まえたうえで、合理化を図るべき。また、利用できる制度等があっても制度を知らなければ利用できないので、利用できる制度の周知を徹底すべき。
- 支援を必要とするひとり親家庭に対して、必要となるその時に支援メニューが確実に利用できるよう、相談機能・情報発信機能を強化する必要。
- ひとり親家庭の支援施策を周知するため、スマートフォン用のサイトの開設などを通じた周知の方法を検討することが必要。
- 困っている人向けのアプリをつくることを検討（どこかで人の相談に結びつける）。アプリ等で情報が手軽に届けば、情報発信においての地域間格差はかなり解消する。
- 母子世帯等の交流サイトやSNSによる情報発信等を検討してはどうか。また、民間が行う事業であっても必要な事業であれば事業が継続できるよう公的な枠組みを構築すべき。
- 読みやすさに配慮したリーフレットの作成などを検討する。マンガで分かりやすく解説したチラシを配布することが必要。全戸配布の市報などは読みやすくすることが必要。

### ○生活困窮者自立支援制度等の他制度との連携

- 生活困窮者自立支援制度との運用上の連携が必要。そのため、相互の支援の担当者・委託先が互いの事業をよく理解しあうことが必要。制度を理解する研修事業やケースごとの具体的支援での連携の実例を紹介する資料作成などを行ってはどうか。
- 関係機関で十分な連携をとれる体制の整備が必要であり、専門的な人員配置を促進するという点では財政措置が必要。
- 窓口で、まず受け入れる、そして、必要なら生活困窮者自立支援制度を始め他の社会的資源につないでいくことが必要。研修会やケース検討会を通じての人材育成が必要。支援スタッフの育成プログラムを福祉系の大学などと連携して開発してはどうか。

# 専門委員会委員からの意見（概要）

## 【子育て・生活支援に関するもの①】

### ○子育て・生活支援に関するもの

- 掃除や調理などができない人には、訪問して教えるような人を派遣する。少しずつ生活力をつけるための手助けが必要。
- 子どもの見守りなどの手助け、育児不安について聞ける人が必要。
- ひとり親親子交流事業の活性化、ひとり親当事者目線による乳幼児を抱えるひとり親の親子交流事業が必要。

### ○一般の子育て支援施策に関するもの

- 保育園入所やファミリー・サポート・センター事業など、一般の子育て支援にひとり親家庭への支援を上乗せし、支援の充実を図ることが必要。
- 保育園に子どもを預けられないひとり親家庭が増えている。優先ポイントがあったとしても、求職中なので入れず、生活が成り立たなくなる。こうした場合の総合的な相談に応じ、緊急対応が必要。
- 病児保育の充実や病児保育民間サービスのチケット配布、ファミリーサポート・緊急サポート事業の低所得世帯への減免措置への国庫補助の大幅拡大、一定所得以下のひとり親の場合には学童保育の無料利用、障がい児の児童デイサービス以外での預け場所（夜間、休日など）、ショートステイ・トワイライトステイ、一時保育事業の国庫補助の拡大が必要。
- 保育施設への助成により待機児童を解消し親の就労や求職活動を支援すること、夜間保育を充実させ、ネグレクト家庭への養育支援や親の就労を支援することが必要。
- 小学生の学童保育機能の充実が必要。

# 専門委員会委員からの意見（概要）

## 【子育て・生活支援に関するもの②】

### ○子供の支援に関するもの

- 子どもへの訪問事業（ホームフレンド事業の活性化）が必要。
- 子どもが学校から帰ってから行ける居場所づくりと学習支援、安価で食事が食べられる施設が必要。
- 食事の現物給付を検討することが必要。その際、フードバンク事業の活用も検討することが必要。
- フードバンク事業の拠点や子ども食堂などの拠点増とマップづくり、そこから支援につなげるしくみが必要。

### ○母子生活支援施設に関するもの

- 母子生活支援施設の地域支援機能を強化することが必要。
- 母子生活支援施設の機能を拡充し、離婚直後のひとり親家庭だけでなく、DV被害者、離婚を前提とした別居中の母子も入居できるようにすることが必要。

### ○住まいに関するもの

- 住宅問題の解消のため、空き家を有効利用する方法もある。空き家をひとり親世帯、多子世帯に貸す場合、固定資産税を軽減したり、家賃を補助するなどして、ひとり親世帯、多子世帯の住宅の安定確保に努めることが必要。
- ひとり親世帯が優先入居可能な公営住宅を確保する。また、働きやすい地域にある公営住宅については特に優先的に入居できるようにすること。都心部に立地している入居者が少ない民間マンションを公営住宅として活用を検討する。
- ひとり親家庭が、安心して子育てや就労に取り組めるよう、住居費に対する補助等、住環境の確保に対する支援が必要。

# 専門委員会委員からの意見（概要）

## 【就業支援に関するもの】

### ○就業支援施策全般に関するもの

- 生活の安定を確保したうえで、中長期的な視点で「就業支援策」を講じるべき。学び直しや職業訓練は社会的コストもかかるが、その費用は将来回収できる費用であるから、母子家庭の母が利用しやすい就業支援策を講ずるべき。入口戦略（就労機会の確保や職業訓練等）と出口戦略（雇用につなげる、地域で雇用を創出する等）をしっかりと立てることが必要。
- パート・派遣就労などから安定的な就労へと雇用の安定を図ることが必要であり、企業等を巻き込んだ対策が必要。
- 公的機関のひとり親家庭の雇い入れについての促進、公契約条例への取り入れが必要。
- 新規・中途採用者等にジョブコーチを配置し、より継続的な就労を支援することが必要。
- 働く習慣を身につけるための中間就労の場を作る必要がある。
- ひとり親家庭の子どもの学校卒業後（退学も含む）の就労支援が必要
- 企業内保育所の設置を助成し、子どもの養育と親の就労を支援することが必要。

### ○高等職業訓練促進給付金等に関するもの

- 自立支援教育訓練給付金事業の拡充により資格取得と就労を支援することが必要。
- 高等職業訓練促進給付金事業を拡充し、就労を支援することが必要。
- 高等技能訓練促進費事業を2年間から3年間に期間延長が必要。

### ○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業に関するもの

- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の周知と総合的な支援が必要。マンガ入りパンフなどをつくり、周知すべき。
- 高校卒業資格取得のための授業料を助成し、就労を支援することが必要。

# 専門委員会委員からの意見（概要）

## 【経済的支援に関するもの】

### ○養育費の確保に関するもの

- 安心して面会交流ができるように裁判所と厚生労働省・法務省が連携した仕組みをつくり支援を行うことが必要。
- 養育費の確保・面会交流については、「明石市こども養育支援ネットワーク」に見習う点も多い。

### ○児童扶養手当に関するもの

- 児童扶養手当の増額など直接的な経済支援への期待は大きい。給付付き税額控除のような再配分機能を持った政策がより根本的には必要。
- 児童扶養手当等の増額を希望。特に2人目5,000円、3人目以降3,000円の加算額の増額が必要。
- 児童扶養手当の支払いを年金と同様に2カ月ごとにし、金銭管理がむずかしい家庭の家計が破たんしないようにすることが必要。
- 子への手当金等を保育所や小中学校、施設等に給付し、子どもに直接支援が届くようにすることが必要。

### ○母子父子寡婦福祉資金貸付金に関するもの

- 予定外に私立高校に通学させることになり入学支度金が間に合わないことが多いため、手続きの簡便化と学校側への間に合うような要請が必要。

# 専門委員会委員からの意見（概要）

## 【その他】

### ○その他

- ひとり親支援は対象者が多いとは言えず、市の人口規模等によっては、各種支援事業を実施しづらい。一定程度の広域で、ひとり親支援センターなどが支援事業を実施するのであれば、支援対象者が多くなる分、市単位では困難な就業支援（在宅就業など）など、必要とされるメニューやノウハウを積んだ充実した事業が可能。
- 重複している事業の整理・統合、補助体系が違って一緒に事業化できるなどの柔軟な運用ができると、一般の子育て支援策、生活困窮者支援事業や子どもの貧困対策全般の中にひとり親支援を含めるなど、実施しやすくなる。
- 生活支援員(仮称)を配するグループホーム(仮称)を提供し、養護施設等を退所した者、ニート、引きこもりから脱したばかりの者、失職者、中途採用者、病気休業からの回復者、発達障害者等が入居し、生活指導等を受けながら就労自立できるように支援することが必要。
- 地域に「(仮称)子どもサポーター」を根付かせ、大きな問題になる前に、子どものSOSに地域が気づくよう子育てと地域を連動させることが必要。
- スクールソーシャルワーカーの設置は、様々な点から効果があることから、今後も設置促進のため財政的支援が必要。
- 子どもの進学に際しては、貸付け型の資金ではなく、より利用しやすいよう給付型の資金創設が必要。
- 生活保護費の高校修学旅行費の支給、入学支度金の増額が必要。